

新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム(第9回会合) 議事要旨

1 日時

平成 22 年 6 月 18 日(金) 15 時 00 分ー16 時 30 分

2 場所

総務省 第一特別会議室

3 出席者(敬称略)

(構成員:50 音順、敬称略)

伊東晋、木村太郎、後藤幹雄、土居範久、東倉洋一、所眞理雄、村上輝康、森川博之

(総務省)

内藤総務副大臣、小笠原総務審議官、桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、久保田審議官、山田総合通信基盤局総務課長、渡辺電波政策課長

(事務局)

電波政策課

4 配布資料

資料 9-1 新たな無線技術動向調査の結果について

資料 9-2 「ホワイトスペース特区」について

資料 9-3 ホワイトスペース活用サービス・システムに関する提案について(メンバー限り)

参考資料 1 新たな電波の活用ビジョンに関する検討チーム(第8回)議事要旨(案)

5 議事概要

(1) 開会

(2) 新たな無線技術動向調査の結果について

- 森川構成員から、資料 9-1 に基づき、新たな無線技術動向調査の結果についてプレゼンテーションが行われた。
- 上記プレゼンテーションに対する主な質疑は以下のとおり。

- ・ 欧州がホワイトスペースの制度化に消極的に見えるのは、ホワイトスペースの利用にブロードバンド通信システムを想定していることが原因なのか。
- ・ 欧州は、米国に比べて国が密集しているため電波干渉に対して敏感であり、ホワイトスペースの活用に慎重であると考えられる。
- ・ 諸外国における取組を踏まえて、ホワイトスペースの利用の実現に向けて必要な取組は何か。
- ・ 現在、アメリカで行われているホワイトスペースの実証実験は、干渉が起きない絶対安全な場所で実施されている。しかし、欧州のように電波利用が混み合っている地域でのホワイト

スペースの利用については、技術的に干渉を防止できる仕組みが必要。

- ・ それでは、ホワイトスペース利用の際には、技術的な課題の解決を優先すべきか。
- ・ アメリカのような広大な国土を持ち、電波が空いているような地域では、技術的な課題が少なく、ホワイトスペースの活用が容易である。
- ・ それでは、日本は国土が狭いことから、ホワイトスペース活用の傾向はヨーロッパに近いのか。
- ・ ヨーロッパは国が密集しているため、ホワイトスペースを利用する際には、各国間の相互調整が必要になるが、日本では総務省が周波数割当を一元的に管理しているため、ホワイトスペースの導入はヨーロッパと比べて容易なのではないか。補足だが、私はホワイトスペースが使えないと言っているのではない。ホワイトスペースは、電波が空いていれば今も使えるが、電波利用が混んでいれば、技術的に高度な研究開発が必要になるということ。
- ・ 新たな電波の有効利用技術として医療分野への応用が紹介されているが、このシステムは免許制の下に実用化することを想定しているのか。
- ・ 医療分野への応用を考えると、数メートルの範囲内での運用と 10mW 以下の空中線電力が望ましいと想定される。
- ・ この技術については、他の無線局に干渉を起こさないよう、研究開発を踏まえながら、一定の技術基準を策定したうえで、免許不要局としての実用化になるのではないか。

(3) 「ホワイトスペース特区」について

- 後藤構成員から、資料 9-2 に基づき、「ホワイトスペース特区」についてプレゼンテーションが行われた。
- 上記プレゼンテーションに対する主な質疑は以下のとおり。
 - ・ ホワイトスペース特区創設の基本理念として、研究開発についても継続的な必要経費は自助努力で対応するとあるが、変動費については初年度でも自分で負担するということか。
 - ・ ホワイトスペース活用に向けた研究開発についてどこまで国が支援し、どの程度を自己負担とするかについては、具体的な条件がそろった段階で検討を行う必要がある。
 - ・ 各都道府県で少なくとも1か所の特区の設立を目指すとするが、各都道府県1か所に限るとのことか。
 - ・ できるだけ多くの方々に特区への参入を促すため、各都道府県で少なくとも1か所は手を挙げて頂きたいという趣旨。また、提案によっては、各都道府県1か所に限らず複数の地域で実施することも検討してよいのではないか。
 - ・ ホワイトスペース特区について、国が資金を拠出し、その用途を細かく指示をすると事業の自由度が制限される恐れがある。国は広く提案を受け入れて、運営は提案者の自主性に任せるのがよいのではないか。
 - ・ 研究開発について多数の提案なされた際には、広く提案を受け入れるのもよいのではないか。また、ホワイトスペースの活用には技術的な課題が残っていることから、特区に限らない研究開発を残してもよいのではないか。
 - ・ ホワイトスペース特区の選定の判断基準については、ビジネスモデルを確立するものと、研

究開発を行うもので分けた基準が必要ではないか。国がお金を出せば基準は厳しくなってしまうので、できることがあればどんどんやってもらう、というスタンスがよいのではないか。

- ・ 改めて特区の提案を募集した際には、特定エリアワンセグが大きな割合を占めるのではないか。多様な提案を実施するため、実証するシステム種別についても選考の際に考慮すべきではないか。例えば、新規性のある提案には高評価を与ることや、ホワイトスペースの活用方法を指定した特区を設けることを検討してはどうか。
- ・ 多様なホワイトスペースの活用方策が提案されるのが望ましい。そのためには、ホワイトスペース特区の在り方には細かな条件を付けないことが重要なのではないか。また、ホワイトスペースについての研究開発は、技術的な課題が残っているため、特区での実施に限らず、研究開発施策として位置づけるのが良いのではないか。
- ・ ホワイトスペースについての研究開発は、コグニティブ無線などの基本的な研究開発と、特区での具体的なアプリケーションなどの実証実験の二通りが考えられるのではないか。前者は特区の議論と分けて検討する必要があるのではないか。
- ・ 検討チームでの議論の中で、ホワイトスペース特区を推進するための予算が必要とされるのならば、来年度の予算策定に盛り込みたいと考えている。今年度予算を付けるとなると、他の予算を使うなど変則的になるため難しい。
- ・ 特区の選定にあたっては、実施内容はできるだけ自由である方が良い。特区ということであれば、きちんとした電波利用状況の調査を踏まえ、たうえで実証実験等が行なわれるはずなので、上り下りの双方向型システムの実証実験を行っても良いのではないか。2012 年までに制度化を目指すとするが、それならば新たな制度を作る際には、スピード感を持って技術基準などの策定を行うことが必要である。

○ 土居座長より、「ホワイトスペース特区」の位置づけについては、後藤構成員が発表した「ホワイトスペース特区について」を基本とした方向性とするのが提案され、承認された。

(4) 事務局から、資料 9-3 に基づき、公開ヒアリングに参加した 17 者の提案者から提出のあった実施計画について報告が行われた。

6 今後のスケジュール

次回会合は、これまでの議論等を踏まえ、総括的なフリーディスカッションを行うこととし、「ホワイトスペース特区」の先行モデルの選定が行われ、非公開で開催することとされた。

以上